

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 116 条第 3 項の規定により県が滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗じる割合を変更するため、滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成 20 年滋賀県条例第 4 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗じる割合を、10,000 分の 4.1（改正前 10,000 分の 7.35）に改めることとします。（第 2 条関係）
- (2) この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例新旧対照表

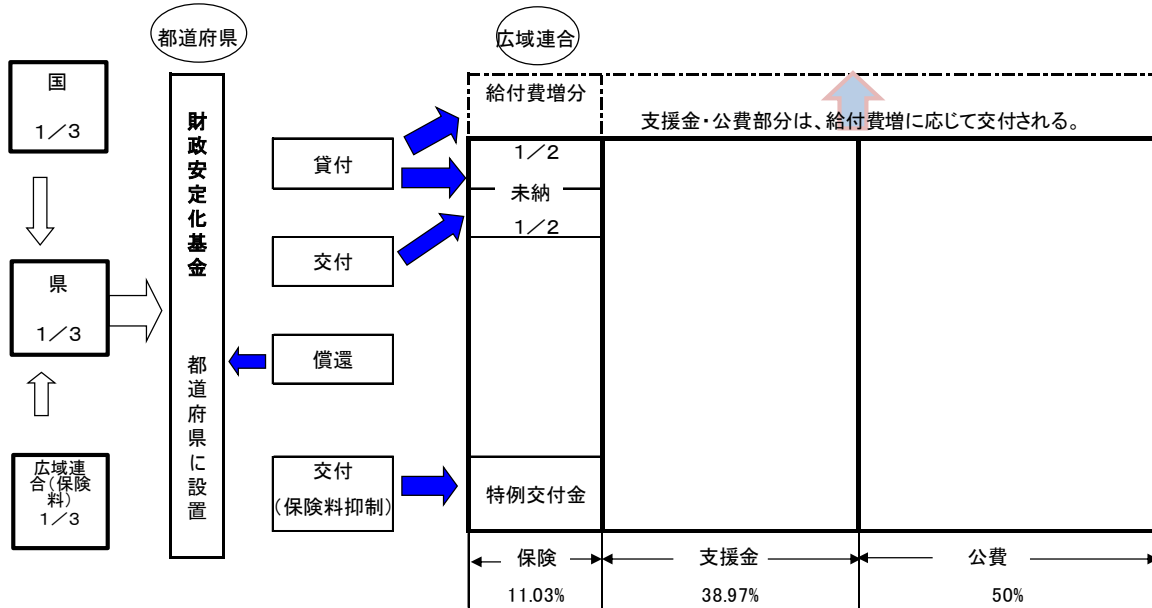
旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(拠出率)</p> <p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する条例で定める割合は、<u>10,000分の7.35</u>とする。</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(拠出率)</p> <p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する条例で定める割合は、<u>10,000分の4.1</u>とする。</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金制度の概要

1. 事業

- (1) 交付 保険料の未納による財政不足に対して交付
不足額の2分の1を2年度目に交付する。
- (2) 貸付 給付の見込み以上の増加、保険料の未納による財政不足に対して貸付
不足額の1.1倍が限度。無利息で年度ごとに貸付できる。
- (3) 特例交付 保険料率の増加抑制措置のため特例として交付する。
・・・(H22年度に法改正により追加)

2. 財政安定化基金のフロー図



3. 財源および拠出金算定等

- 平成20年度から平成25年度拠出率：医療給付費見込額の1万分の8.7
※財政安定化基金標準拠出率：平成20年度から25年度までは、1万分の9
- 平成26・27年度拠出率：医療給付費見込額の1万分の7.35
(国が標準拠出率をもとめた計算方法に準じて算出)
※財政安定化基金標準拠出率：平成26・27年度については、10万分の44 (1万分の4.4)
(平成26年1月29日厚生労働省告示第15号)

○基金積立状況

(単位:円)

年度	積立(利息含む)	特例交付	年度末残高
22	301,357,426	512,795,606	331,592,266
23	300,629,847	300,614,101	331,608,012
24	335,348,806	291,137,223	375,819,595
25	334,123,975	335,003,732	374,939,838
26	306,164,546	241,000,000	440,104,384
27	305,474,969	241,000,000	504,579,353
28	184,815,032	98,063,182	591,331,203
29	184,713,560	98,063,182	677,981,581

平成27年度以降については予定額